

平成26年度 山形県公立大学法人
第2回経営審議会・第2回教育研究審議会（米沢栄養大学）・
第2回教育研究審議会（米沢女子短期大学）議事録

1. 日 時 平成26年6月26日（木） 13:00～14:20

2. 場 所 D号館2階会議室

3. 出席者 ・経営審議会

（学内）鈴木理事長、大和田理事、高橋理事、嶋崎理事、
馬場理事、井上理事

（学外）種村理事、菅原理事、中島委員

（欠席）宮原委員

※委員10名中9名出席、定款第16条の規定により会議成立

・教育研究審議会（米沢栄養大学）

（学内）鈴木学長、大和田理事、高橋理事、井上理事、
吉田委員、山田委員

（学外）菅原理事、吉池委員、瀬野委員

※委員9名中9名出席、定款第20条の規定により会議成立

・教育研究審議会（米沢女子短期大学）

（学内）鈴木学長、嶋崎理事、馬場理事、井上理事、
吉田委員、山本委員、藺部委員

（学外）菅原理事、飯塚委員、河上委員

※委員10名中10名出席、定款第20条の規定により会議成立

・監事（欠席）山上監事、五十嵐監事

・事務局職員

鈴木次長、星課長、小佐野課長、加藤専門員他

4. 報 告

（1）平成25年度卒業者の進路状況について

事務局から報告資料により報告された。

5. 協 議

（1）平成25年度業務実績報告（案）について（平成25年度評価）

事務局から協議資料1により説明がなされ、瀬野委員から、英語英文学科のB評価は厳しいという意見と、授業料免除者数は半期ごとの延べ数か質問がされ、事務局から前後期併せての数字である旨の回答がなされた。

種村理事から、現在のA評価項目でSに近い評価項目はなかったのか質問があり、井上理事から単位互換科目の受講者増加策が該当すると思われるが、取り組みは行ったものの1名の増加にとどまったため、数値目標は設定していなかったがS評価ではなくA評価とした旨の回答がなされた。

鈴木議長から、瀬野委員の意見について全出席委員に対して確認がなさ

れ、井上理事から瀬野委員の意見を受けA評価で県評価委員会に対し説明していきたい旨の回答がなされた。鈴木議長から、全委員に対し、英語英文学科についてB評価からA評価に修正して良いか確認がなされ、特に異議がなく了承された。

(2) 平成25年度決算報告(案)について

事務局から協議資料2により説明がなされ、種村理事から財務諸表上の建物について質問があり、井上理事から校舎は現在県所有であり、既存棟の改修完了後、法人に移管される予定であると回答がなされた。

両監事とも欠席のため、監査報告書について鈴木事務局次長が代読し、決算について了承された。

(3) 山形県公立大学法人職員就業規則及び職員再雇用規程の一部改正について
事務局から協議資料3により説明がなされ、了承された。

(4) 山形県立米沢女子短期大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

事務局から協議資料4により説明がなされ、吉池委員から、米沢女子短期大学の教育研究審議会の協議事項であるが、教授会の3分の2以上の同意を得る意義は何か質問があり、鈴木議長から、学校教育法の改正で規定変更が出てくるかもしれないが、今回は通例により教授会の同意を得る形で改正させていただきたい旨の回答がなされ、案のとおり了承された。

(5) 山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学学長の職務代理者を定める規程の制定について

事務局から協議資料4により説明がなされ、種村理事から定款第8条第2項の副理事長を置かない規定について質問があり、事務局から確認する旨の回答がなされた。

河上委員から、定款では理事長に事故があった場合に理事長が定めた順番で職務代理を行うが、定款第10条第2項で理事長の職務を行う者が学長となる旨記載されており、今回の規程により学長が指名した職務代理者がいれば、定款で定める理事長職務代理者と一致しないこともあるのか質問があり、事務局から定款では学長としての職務代理者の記載がないため今回規程化したものであり、一致しないこともあるとの回答がなされた。

河上委員から、その場合は学長の職務はどちらがするのか質問がなされ、事務局から規程に基づき指名された者が行うとの回答がなされた。

事務局から、理事長と学長の職務代理者が違う隣の宮城大学の先例を参考に1法人2大学という特殊な形態のため今回の規程を制定する旨の説明がなされた。

鈴木議長から、理事長、各大学の学長とも職務内容が違うためそれぞれの職務代理者を置くものである旨の説明がなされ、案のとおり了承された。